

GPS捜査違法判断

名古屋地裁、大阪に続き

衛星利用測位システム（GPS）端末を無断で車両に取り付けて行動確認する捜査手法について、名古屋地裁が昨年十二月、窃盗事件の判決で「プライバシー侵害があり違法」と判断していたことが分かった。違法判断は昨年の大阪地裁決定に続き、二例目とみられる。

GPS端末を車両に無断設置する捜査手法には法規定がなく、全国の警察は警察庁の運用要領に基づき「任意捜査の範囲内で、令状なしでも行える」との見解で行っている。だが識者や弁護士からは違法性を指摘する声が相次いでいる。関係者によると、名古屋地裁は連続窃盗事件の被告の男（44）の判決で、愛知県警が三カ月間、男の乗用車に裁判所の令状なしでGPS端末を設置し、位置検索をしていたと認定し「任意捜査として許される尾行とは質的に異なる」と指摘。その上で事件当時、こうし

た捜査を違法とする司法判断がなかった点を考慮し証拠排除は認めず、懲役六年を言い渡した。被告は控訴した。

大阪地裁は昨年六月、連続窃盗事件の公判でGPS捜査を「重大な違法があった」と初めて認定し、証拠の一部を不採用とした。被告の男は有罪判決を受け控訴し、十五日からの控訴審でもこの問題を争う方針。名古屋地裁では、愛知県警から車両にGPS端末を無断設置された男性による国家賠償請求訴訟が係争中。

2016. 1. 15

中日新聞(夕刊)

朝日新聞

2016年(平成28年)1月15日

金曜日

GPS捜査また違法判断

名古屋地裁 令状なく車に装着

捜査対象者の車にGPS（全地球測位システム）端末をひそかに取り付ける捜査手法をめぐる、名古屋地裁が昨年12月、警察が摘発した連続窃盗事件の判決で「プライバシーを大きく侵害するもので違法」と判断したことがわかった。大阪地裁が昨年6月に同種事件で初の違法判断を示しており、2例目とみられる。大阪の事件は15日から控訴審が始まり、検察側は引き続き違法性を否定する方針。名古屋地裁（奥山豪裁判長）は昨年12月24日、住宅や店舗を狙った窃盗事件の男性被告（44）を懲役6年とした。

判決によると、愛知県警は2013年6月、被告が乗る乗用車の底部に裁判所の令状なしにGPS端末を装着。位置検索をしながら行動を追った。3カ月後に被告が端末に気づいて取り外した後まで検索は1653回に及び、多い時は1日109回に達した。判決は、位置情報を正確に把握できるGPS捜査を県警はいつまで続けるかも決めておらず、長期にわたるプライバシー侵害の恐れがあったと指摘。「任意の捜査として許される尾行とは質的に異なる」と批判し、令状のないGPS捜査は違法とした。

事件当時こうした司法判断がなかった点を考慮し、被告側が求めた捜査資料の証拠排除は認めなかった。無罪主張の被告側は控訴している。昨年6月の大阪地裁決定は、令状なきGPS捜査を「重大な違法」と初めて認定し、捜査資料の一部を証拠から外した。ほかの証拠から有罪とされた被告側が大阪高裁に控訴。「違法捜査による起訴は無効。有罪でも量刑に考慮すべきだ」と主張する。検察側は「GPS捜査は尾行の補助手段。令状なしでも行える」と正当性を訴える方針だ。